

茨城県報

号外第 130 号

平成 5 年 9 月 9 日

木 曜 日

目 次

規 則	ページ
●地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則 (企業局総務課)	1
(人 事 委 員 会)	
●茨城県個人情報の保護に関する条例施行規則	2
告 示	
●青少年に有益な図書の推奨(児章福祉課女性青少年室)	3
(地方労働委員会)	
●茨城県個人情報の保護に関する条例施行規程	6
訓 令	
(地方労働委員会)	
●茨城県地方労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令	22
(収 用 委 員 会)	
●茨城県収用委員会処務規程の一部を改正する訓令	23
規 程	
(収 用 委 員 会)	
●茨城県個人情報の保護に関する条例施行規程	23

規 則

茨城県規則第71号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 5 年 9 月 9 日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則(昭和52年茨城県規則第56号)の一

部を次のように改正する。

表中

「	鹿島水道事務所	所長，次長，総務課長，浄水第一課長，工務課長	を
」			
「	鹿島水道事務所	所長，次長，総務課長，浄水第一課長，工務第一課長	に，
」			
「	湊沼川浄水場	場長	を
」			
「	湊沼川浄水場	場長	に
	水海道浄水場	場長	
」			

改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
(人 事 委 員 会)

茨城県個人情報の保護に関する条例施行規則を公布する。

平成 5 年 9 月 9 日

茨城県人事委員会委員長 横 山 隆 徳

茨城県人事委員会規則第 6 号

茨城県個人情報の保護に関する条例施行規則

茨城県個人情報の保護に関する条例（平成 5 年茨城県条例第 2 号）の規定に基づき、同条例の施行に関し人事委員会が定める権限を有する事項については、茨城県個人情報の保護に関する条例施行規則（平成 5 年茨城県規則第 60 号）に定める例によるものとする。

付 則

この規則は、平成 5 年 10 月 1 日から施行する。

~~~~~

告 示

茨城県告示第1068号

茨城県青少年のための環境整備条例（昭和37年茨城県条例第60号）の規定に基づき、青少年に有益な図書として次のものを推奨する。

平成 5 年 9 月 9 日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

<小学校低学年向>

図 書 名	著(編訳)者名	出版社名 価 格(円)	図 書 名	著(編訳)者名	出版社名 価 格(円)
しりたがりやの ふくろうぼうや	M. サラー文 D. ピースナ 絵 せなあいこ訳	評 論 社 1,100	おほしさまかいて!	エリック・カ ール 作・絵 さのようこ訳	偕 成 社 1,400
マイケルは とんでもない	T. ブラッド マン 文 T. ロス 絵 せなあいこ訳	評 論 社 1,100	羽 田 の わ た し	野村 昇司作 阿部 公洋絵	ぬぶん児童 図書出版 1,236
ありがとうのき	矢崎 節夫作 新野めぐみ絵	教 育 画 劇 980	むこうさまでも しあわせに	野村 昇司作 阿部 公洋絵	ぬぶん児童 図書出版 1,236
おいしいおまじない	茂市久美子作 土田 義治絵	教 育 画 劇 980	ふしぎなおるすばん	斉藤 栄美作 岡本 順絵	ポ プ ラ 社 1,200
ライオンくんは いばりんぼ	A&L カート ライト 文 山口 文生訳	評 論 社 1,200	ききゅうがとんだひ	しばたしんご作 かみやしん絵	文 研 出 版 1,100
エッフェルとうの あしおと	前川 康男作 南塚 直子絵	小 峰 書 店 1,200	どろんこどろんこ だいうんどうかい	梅田 俊作 作 梅田 佳子 作	文 研 出 版 1,100
まきちゃん おはよう!	ばんひろこ作 宮本 忠夫絵	新日本出版 社 1,100	え ぞ ま つ	神沢 利子文 吉田 勝彦絵 有澤 浩監修	福音館書店 780
ぶらんこうさぎ	奥山ゆかり作 大森真貴乃絵	新日本出版 社 1,000	リ ッ ラ ン と ね こ	アロセニウス作 ひしきあきら こ 訳	福音館書店 1,000
えんそくのおみやげ	はまみつを作 たかだみなえ 絵	金 の 星 社 880	ひ よ こ ま つ り	舟崎 克彦文 味戸ケイコ絵	国 土 社 1,000
へんてこりんの かえりみち	山下夕美子作 岡本 颯子絵	P H P 研 究 所 1,100	も す け	かみやしん作	くもん出版 1,300

アルバートの アルファベット	レスリー・ト ライオン 作	ブックロー ン出版 1,400	かいじゅうまち 11ばんち	阪上 青作	ポプラ社 780
ドラゴン DORAGON	ウェイン・ア ンダースン作 岡田 淳作	ブックロー ン出版 1,400			

＜小学校中学年向＞

図 書 名	著(編訳)者名	出版社名 価 格(円)	図 書 名	著(編訳)者名	出版社名 価 格(円)
ぼくのキング エメット	M. ストール ズ 作 谷口由美子訳 津尾美智子画	あかね書房 1,000	てっちゃんってへ んな子だけど・・・	高山 栄子作 武口 美穂絵	ポプラ社 880
なん者ひなた丸 津 波がえしの術の巻	斉藤 洋作 大沢 幸子絵	あかね書房 880	のろまなお父さん 大へんしん	横山 正雄作 ふりやかよこ絵	文 研 出 版 1,100
けむし先生は なき虫か	水内喜久雄作 本橋 靖昭絵	大日本図書 1,300	おばあさんのキルト	ナタリー・キン ジー・ワノー ック 作 上田 理子訳 狩野富貴子絵	文 研 出 版 1,100
草刈り十字軍	伊藤真智子文 金子 健治絵	小 峰 書 店 1,180	番ねずみの ヤカちゃん	ウィルバー作 大社 玲子絵 松岡 享子訳	福音館書店 1,200
『フランダースの 犬』だい好き	鬼塚りつ子文 奥村ユズル絵	小 峰 書 店 1,180	め どうして みえるの？	佐藤 まもる 作・絵	岩 崎 書 店 1,200
小さな小さな 海うさぎ	北村けんじ作 ふりやかよこ絵	新日本出版 社 1,200	みなさんラーメン 好きですか	子どもと文学 の会・編 新堂 溪子絵	国 土 社 1,200
どんどのびる草	村山幸三郎文 伏原納知子絵	新日本出版 社 1,100	おいでカーリー	井上こみち作 きたやまよう こ 絵	くもん出版 930
山桜通りの ふしぎな声	新美てるこ作 沢田あきこ絵	金 の 星 社 1,100	森からのプレゼント	テンフィヨー ル 作 モリッセ絵 山内 清子訳	偕 成 社 880
ごめんね ケン	有吉 忠行作 狩野ふきこ絵	PHP研究 所 1,100	もうひとりの ぼくも、ぼく	岡田 淳 作・絵	教育画劇 1,200
ぼくらのミステリ ー・クラブ	さとうまきこ 作 伊藤 良子絵	偕 成 社 1,200	うれしいことが ありました	伊沢由美子作 藤田ひおこ画	教育画劇
みつばち家族の 大冒険	小原 嘉明作 青鹿 良二絵	偕 成 社 1,200			

＜小学校高学年向＞

図 書 名	著(編訳)者名	出版社名 価 格(円)	図 書 名	著(編訳)者名	出版社名 価 格(円)
だれが、ぼくの 犬を殺したか	R・ブランス カム 作 小旗 英次訳	評 論 社 1,200	とんび島が 火をふいた	小山 勇 作 末崎 茂樹絵	文 研 出 版 1,100
マージと妖魔の国 トランタン	早川真知子作 田森 庸介絵	あかね書房 1,000	森は呼んでいる	及川 和男作 中村 悦子絵	岩 崎 書 店 1,300
子うさぎチャメ の 1 年	富士元寿彦 文・写真	大日本図書 1,240	ぬすまれた夢	ジョン・エ イキン 作 井辻 朱美訳 マーガレット・ウ ォルティエー 絵	くもん出版 1,500
十三等分の 時計の秘密	中野 幸隆作 藤川 秀之絵	教 育 画 劇 1,200	沖縄の心を染める	藤崎 康夫文	くもん出版 1,200
飛んだ子ブタ ダッキィ	ディック・K・ スミス 作 木原 悦子訳 メアリー・レ イナ 絵	評 論 社 1,500	義民の人 矢野平兵エ物語	須之内初子著 田中真理子絵	波崎町読書 グループ連 合会 1,500
な ま ず	最上 一平作 福田 岩緒絵	新日本出版 社 1,400	ぼくらの密航計画	大原興三郎作 岡本 順 絵	P H P 研究 所 1,400
そよ風姫の冒険 千年の眠りから さめた竜	宮野素美子作 山内ふじ江絵	講 談 社 1,300	北 か ら 南 へ	スラトコフ文 チャールシン絵 松谷さやか訳	福音館書店 2,600
虫はなぜガラス窓 をあるけるのか?	石井象二郎文 つだかつみ絵	偕 成 社 1,100	春を待つ 子どもたち	増村 王子文 安藤 由起絵	国 土 社 1,200
怪奇! 大東京妖怪ゾーン	佐藤真佐美作 前嶋 昭人絵	ポ プ ラ 社 980	土俵の鬼たち 横綱若乃花から 若・貴兄弟へ	岡本 文良文	金 の 星 社 1,300

＜中学生向＞

図 書 名	著(編訳)者名	出版社名 価 格(円)	図 書 名	著(編訳)者名	出版社名 価 格(円)
ふ た り の 愛 子	堀内 純子作 中村 悦子絵	小 峰 書 店 1,600	静かな勇気の人	植木 誠 作	教研学習社 1,200
命 燃 や す 日 々	マオアキラ作	文 溪 堂 1,200	お酒ってなんだろう	今成 知美著 井上 正治絵	岩 崎 書 店 1,300
オロシャ雪原の 逃亡者	鈴木喜代春作	P H P 研究 所 1,300	占いてなんだろう	安斎 育郎著 川本 浩 絵	岩 崎 書 店 1,300

チャップリン	パム・ブラウ ン 著 橘高 弓枝訳	偕 成 社 1,400	もうひとつの家族	キャサリン・ パターソン作 岡本 浜江訳	偕 成 社 1,400
UFO解明 マニュアル	大槻 義彦著	筑 摩 書 房 1,100			

＜高校生・勤労青少年向＞

図 書 名	著(編訳)者名	出版社名 価 格(円)	図 書 名	著(編訳)者名	出版社名 価 格(円)
「国際貢献」と日本	浅井 基文著	岩 波 書 店 600	村のネットワーク が農業を変える	田上 隆一著	日本経済新 聞社 1,500
漫画で読む 東南アジア	村井 吉敬著	筑 摩 書 房 1,350	ベーシック 農業問題入門	日本経済新聞 社 編	日本経済新 聞社 900
地球・人・出会い旅	田沼 武能著	筑 摩 書 房 1,600	ムツゴロウ動物 王国の四季	畑 正憲 著	日本経済新 聞社 1,300
日本の若者, アメリカの若者 —高校生の 意識と行動—	千石 保 著 ロイズ・デビ ッツ 著	日本放送出 版協会 830	歴史のこわさと 面白さ	中村 政則著	筑 摩 書 房 1,100
心にのこる言葉	小野寺 健著	河出書房新 社 1,500	エイズとSTD (性感染症)	北沢 杏子著 井上 正治絵	岩 崎 書 店 1,300
南仏プロヴァンス の12か月	P. メール著	河出書房新 社 1,600	きざまれた風光	島 一春 著	河出書房新 社 1,500
お 金 と カ ー ド	宇都宮健児 武田 裕子著 井上 正治絵	岩 崎 書 店 1,300			

~~~~~  
(地 方 労 働 委 員 会)

茨城県地方労働委員会告示第 1 号

茨城県個人情報の保護に関する条例施行規程を次のように定める。

平成 5 年 9 月 9 日

茨城県地方労働委員会会長 山 本 吉 人

茨城県個人情報の保護に関する条例施行規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成 5 年茨城県条例第 2 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、茨城県地方労働委員会が保有する個人情報についての開示の手

続その他条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（登録簿の記載事項）

第 2 条 条例第 4 条第 7 号に規定する実施機関の定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報保有事務の開始年月日（登録した事項を変更する場合には変更年月日）
- (2) 個人情報保有事務の根拠法令
- (3) 電子計算機処理の有無
- (4) 個人情報が記録されている公文書又は磁気テープ等の主なもの

2 前項第 3 号の「電子計算機処理」には、次の処理は含まれないものとする。

- (1) 専ら文書を作成するための処理
- (2) 専ら文書及び図画の内容を記録するための処理

（登録簿の様式）

第 3 条 条例第 4 条に規定する個人情報保有事務登録簿は、様式第 1 号による。

（開示請求書の記載事項）

第 4 条 条例第 16 条第 1 項第 3 号に規定する実施機関の定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 請求年月日
- (2) 連絡先
- (3) 開示の方法（閲覧又は写しの交付）
- (4) 法定代理人が開示請求をする場合には、開示請求に係る個人情報の本人の氏名及び住所並びに未成年者又は禁治産者の別

（開示請求書の提出）

第 5 条 条例第 16 条第 1 項の規定による開示請求書の提出は、個人情報開示請求書（様式第 2 号）により行うものとする。

（法定代理人が開示請求をする場合）

第 6 条 法定代理人が開示請求をする場合には、当該法定代理人は、戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類を開示請求書に添付して提出し、又は提示しなければならない。

（本人であることを証明するために必要な書類等）

第 7 条 開示請求をしようとする者が、条例第 16 条第 2 項の規定により提出し、又は提示する自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類その他の資料として実施機関が定めるものは、自己の氏名の記載のある次の各号に掲げるいずれかのものとする。

- (1) 運転免許証
- (2) 旅券
- (3) 健康保険の被保険者証

- (4) その他本人であることを確認するため茨城県地方労働委員会会長（以下「会長」という。）が適当と認めるもの

（開示請求に係る決定期間延長通知書）

第 8 条 条例第 17 条第 2 項の規定による通知は、個人情報開示請求決定期間延長通知書（様式第 3 号）により行うものとする。

（開示請求に係る決定通知書）

第 9 条 条例第 17 条第 3 項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 開示請求に係る個人情報を開示する旨の決定 個人情報開示決定通知書（様式第 4 号）
- (2) 開示請求に係る個人情報を開示しない旨の決定 個人情報不開示決定通知書（様式第 5 号）
- (3) 開示請求に係る個人情報の一部を開示する旨の決定 個人情報部分開示決定通知書（様式第 6 号）

（閲覧の方法）

第 10 条 条例第 20 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定による閲覧（以下単に「閲覧」という。）は、会長の指定する日時及び場所において行わなければならない。

- 2 前項の場合において、閲覧をする者は、当該閲覧に係る物を丁寧に取り扱いとともに、これを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。
- 3 会長は、前 2 項の規定に違反し、又はそのおそれがあると認めるときは、その者の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

（写しの交付の方法）

第 11 条 条例第 20 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定による写し（以下単に「写し」という。）の作成は、乾式複写機により行うものとする。ただし、これにより難いときは、会長が別に定める方法により行うことができる。

- 2 写しの交付は、会長の指定する日時及び場所において行うものとする。
- 3 交付する写しの部数は、開示請求に係る個人情報が記録されている公文書又は磁気テープ等 1 件につき 1 部とする。

（訂正請求書の記載事項）

第 12 条 条例第 23 条第 1 項第 4 号に規定する実施機関の定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 請求年月日
- (2) 連絡先
- (3) 法定代理人が訂正請求をする場合には、訂正請求に係る個人情報の本人の氏名及び住所並びに未成年者又は禁治産者の別

（訂正請求書の提出）

第13条 条例第23条第1項の規定による訂正請求書の提出は、個人情報訂正請求書（様式第7号）により行うものとする。

（法定代理人が訂正請求をする場合）

第14条 第6条の規定は、法定代理人が訂正請求をする場合について準用する。

（訂正請求に係る決定期間延長通知書）

第15条 条例第24条第2項において準用する条例第17条第2項の規定による通知は、個人情報訂正請求決定期間延長通知書（様式第8号）により行うものとする。

（訂正請求に係る決定通知書）

第16条 条例第24条第2項において準用する条例第17条第3項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 訂正請求に係る個人情報を請求に応じ訂正する旨の決定 個人情報訂正決定通知書（様式第9号）
- (2) 訂正請求に係る個人情報を訂正しない旨の決定 個人情報不訂正決定通知書（様式第10号）
- (3) 訂正請求に係る個人情報の一部を請求に応じ訂正する旨の決定 個人情報部分訂正決定通知書（様式第11号）

付 則

この規程は、平成5年10月1日から施行する。

個人情報保有事務登録簿

[illegible]

個人情報記録されている公文書又は磁気テープ等の主なもの

備 考

様式第2号（第5条）

書 求 請 示 開 報 情 人 個

年 月 日

茨城県地方労働委員会会長 殿

郵便番号

住所

氏 名



連絡先  
(電話番号)

茨城県個人情報の保護に関する条例（平成5年茨城県条例第2号）第14条第1項（第2項）の規定により、次のとおり個人情報の開示を請求します。

|                 |                                                                                                                                    |           |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 開示請求に係る<br>個人情報 | (あなたの知りたい事項が特定できるよう具体的に記載してください。)                                                                                                  |           |
| 開示の方法           | (1) 閲覧                                                                                                                             | (2) 写しの交付 |
| ※請求者の本人<br>確認   | <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証<br><input type="checkbox"/> その他 { } |           |
| ※備考             |                                                                                                                                    |           |

(注) 1 ※印の欄は記入しないでください。

2 請求の際には、運転免許証等請求者本人であることを証明するために必要な書類その他の資料を提出又は提示してください。また、法定代理人が請求する場合には、その資格を証明する書類を添付してください。

3 法定代理人が請求する場合には、あなたの氏名及び住所の上部に本人の氏名及び住所並びに未成年者又は禁治産者の別を記載してください。

## 様式第 3 号（第 8 条）

## 個人情報開示請求決定期間延長通知書

第 年 月 日 号

殿

茨城県地方労働委員会会長

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成 5 年茨城県条例第 2 号）第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり決定の期間を延長したので通知します。

|                                  |                              |
|----------------------------------|------------------------------|
| 開示請求に係る<br>個 人 情 報               |                              |
| 条例第 17 条第 1<br>項に規定する<br>決 定 期 限 | 年 月 日                        |
| 延 長 の 理 由                        |                              |
| 延長した期間<br>及び決定期限                 | 日 間<br>年 月 日                 |
| 事 務 担 当 課                        | 地方労働委員会事務局総務調整課<br>電話番号 (内線) |
| 備 考                              |                              |

## 様式第 4 号 (第 9 条第 1 号)

## 個 人 情 報 開 示 決 定 通 知 書

指令 第 号  
年 月 日

殿

茨城県地方労働委員会会長

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成 5 年茨城県条例第 2 号）第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり開示することに決定したので通知します。

|                    |                              |           |  |
|--------------------|------------------------------|-----------|--|
| 開示請求に係る<br>個 人 情 報 |                              |           |  |
| 開示の日時及び<br>場 所     | 日 時                          | 年 月 日     |  |
|                    | 場 所                          | 午前・午後 時 分 |  |
| 開 示 の 方 法          | (1) 閲 覧 (2) 写しの交付            |           |  |
| 事 務 担 当 課          | 地方労働委員会事務局総務調整課<br>電話番号 (内線) |           |  |
| 備 考                |                              |           |  |

- (注) 1 指定された開示の日時が都合の悪い場合には、事務担当課に連絡してください。  
 2 開示を受ける際には、この通知書を提示してください。  
 3 開示を受ける際には、開示請求書を提出したときに提出又は提示した本人であることを証明する書類その他の資料を提出又は提示してください。

様式第 5 号（第 9 条第 2 号）

## 個 人 情 報 不 開 示 決 定 通 知 書

指令 第 号  
年 月 日

殿

茨城県地方労働委員会会長

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成 5 年茨城県条例第 2 号）第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり開示しないことに決定したので通知します。

|                    |                              |
|--------------------|------------------------------|
| 開示請求に係る<br>個 人 情 報 |                              |
| 開示しない理由            |                              |
| 上記理由がなくなる期日        | 年 月 日                        |
| 事 務 担 当 課          | 地方労働委員会事務局総務調整課<br>電話番号 (内線) |
| 備 考                |                              |

（教示）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、茨城県地方労働委員会に対して異議申立てをすることができます。

（注）「上記理由がなくなる期日」の欄は、開示しない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができますときに記入してありますので、開示を希望する場合には、その期日以後改めて請求してください。

## 様式第 6 号 (第 9 条第 3 号)

## 個 人 情 報 部 分 開 示 決 定 通 知 書

指令 第 号  
年 月 日

殿

茨城県地方労働委員会会長

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成 5 年茨城県条例第 2 号）第 17 条第 1 項の規定により、次のとおりその一部を開示することに決定したので通知します。

|                           |                              |       |     |
|---------------------------|------------------------------|-------|-----|
| 開示請求に係る<br>個 人 情 報        |                              |       |     |
| 開示の日時及び<br>場 所            | 日 時                          | 年 月 日 |     |
|                           | 場 所                          | 午前・午後 | 時 分 |
| 開 示 の 方 法                 | (1) 閲 覧 (2) 写しの交付            |       |     |
| 開示しない部分<br>及び開示しない<br>理 由 |                              |       |     |
| 上記理由がなくなる期日               | 年 月 日                        |       |     |
| 事 務 担 当 課                 | 地方労働委員会事務局総務調整課<br>電話番号 (内線) |       |     |
| 備 考                       |                              |       |     |

(教示)

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、茨城県地方労働委員会に対して異議申立てをすることができます。

(注)

- 1 指定された開示の日時が都合の悪い場合には、事務担当課に連絡してください。
- 2 開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 3 開示を受ける際には、開示請求書を提出したときに提出又は提示した本人であることを証明する書類その他の資料を提出又は提示してください。
- 4 「上記理由がなくなる期日」の欄は、開示しない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときに記入してありますので、開示を希望する場合には、その期日以後改めて請求してください。

- (注) 1 ※印の欄は記入しないでください。  
2 請求の際には、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類その他の資料を提出又は提示してください。  
3 請求の際には、運転免許証等訂正請求者本人であることを証明するために必要な書類その他の資料を提出又は提示してください。また、法定代理人が請求する場合には、その資格を証明する書類を添付してください。  
4 法定代理人が請求する場合には、あなたの氏名及び住所の上部に本人の氏名及び住所並びに未成年者又は禁治産者の別を記載してください。

## 様式第 8 号 (第 15 条)

## 個人情報訂正請求決定期間延長通知書

第 号  
年 月 日

殿

茨城県地方労働委員会会長

年 月 日付けで訂正請求のあった個人情報については、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成 5 年茨城県条例第 2 号）第 24 条第 2 項において準用する同条例第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり決定の期間を延長したので通知します。

|                                  |                              |
|----------------------------------|------------------------------|
| 訂正請求に係る<br>個 人 情 報               |                              |
| 条例第 24 条第 1<br>項に規定する<br>決 定 期 限 | 年 月 日                        |
| 延 長 の 理 由                        |                              |
| 延長した期間及<br>び 決 定 期 限             | 日 間<br>年 月 日                 |
| 事 務 担 当 課                        | 地方労働委員会事務局総務調整課<br>電話番号 (内線) |
| 備 考                              |                              |

様式第 9 号（第 16 条第 1 号）

個 人 情 報 訂 正 決 定 通 知 書

指令 第 号  
年 月 日

殿

茨城県地方労働委員会会長

年 月 日付けで訂正請求のあった個人情報については、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成 5 年茨城県条例第 2 号）第 24 条第 1 項の規定により、次のとおり訂正することに決定したので通知します。

|                    |                                  |
|--------------------|----------------------------------|
| 訂正請求に係る<br>個 人 情 報 |                                  |
| 訂正する内容             |                                  |
| 事 務 担 当 課          | 地方労働委員会事務局総務調整課<br><br>電話番号 (内線) |
| 備 考                |                                  |

様式第10号（第16条第2号）

## 個 人 情 報 不 訂 正 決 定 通 知 書

指令 第 号  
年 月 日

殿

茨城県地方労働委員会会長

年 月 日付けで訂正請求のあった個人情報については、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成5年茨城県条例第2号）第24条第1項の規定により、次のとおり訂正しないことに決定したので通知します。

|                    |                              |
|--------------------|------------------------------|
| 訂正請求に係る<br>個 人 情 報 |                              |
| 訂正しない理由            |                              |
| 事 務 担 当 課          | 地方労働委員会事務局総務調整課<br>電話番号 (内線) |
| 備 考                |                              |

（教示）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、茨城県地方労働委員会に対して異議申立てをすることができます。

様式第11号（第16条第 3 号）

## 個 人 情 報 部 分 訂 正 決 定 通 知 書

指令 第 号  
年 月 日

殿

茨城県地方労働委員会会長

年 月 日付けで訂正請求のあった個人情報については、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成 5 年茨城県条例第 2 号）第24条第 1 項の規定により、次のとおりその一部を訂正することに決定したので通知します。

|                           |                              |
|---------------------------|------------------------------|
| 訂正請求に係る<br>個 人 情 報        |                              |
| 訂正する部分及<br>び訂正する内容        |                              |
| 訂正しない部分<br>及び訂正しない<br>理 由 |                              |
| 事 務 担 当 課                 | 地方労働委員会事務局総務調整課<br>電話番号 (内線) |
| 備 考                       |                              |

（教示）

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、茨城県地方労働委員会に対して異議申立てをすることができます。

---

# 訓 令

---

## (地 方 労 働 委 員 会)

### 茨城県地方労働委員会訓令第 1 号

茨城県地方労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 5 年 9 月 9 日

茨城県地方労働委員会会長 山 本 吉 人

茨城県地方労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

茨城県地方労働委員会事務局処務規程（昭和 53 年茨城県地方労働委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「茨城県公文書の開示に関する条例（昭和 61 年茨城県条例第 2 号）」の次に「，茨城県個人情報の保護に関する条例（平成 5 年茨城県条例第 2 号）」を加える。

第 4 条第 1 項第 5 号中「第 62 条」を「第 61 条の 2」に改め，同項第 8 号中エからケまでを削り，コをオとし，ウの次に次のように加える。

エ 第 11 条に規定する不服申立却下の決定及び通知，茨城県公文書開示審査会への諮問並びに不服申立についての決定及び通知

第 4 条第 1 項中第 9 号を第 10 号とし，第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 茨城県個人情報の保護に関する条例（平成 5 年茨城県条例第 2 号）に関する次のこと。

ア 第 16 条に規定する個人情報の開示請求書の受理

イ 第 17 条に規定する個人情報の開示又は不開示の決定及びその決定期間の延長の決定並びに通知

ウ 第 18 条に規定する第三者からの意見聴取及び第三者に対する開示決定の通知

エ 第 23 条に規定する個人情報の訂正請求書の受理

オ 第 24 条に規定する個人情報の訂正又は不訂正の決定及びその決定期間の延長の決定並びに通知

カ 第 24 条に規定する第三者からの意見聴取及び第三者に対する開示決定の通知

キ 第 28 条に規定する不服申立却下の決定及び通知，茨城県個人情報保護審議会への諮問並びに不服申立についての決定及び通知

ク 第 29 条第 1 項に規定する茨城県個人情報保護審議会から求められた場合の書類の提出等  
付 則

この訓令は，平成 5 年 10 月 1 日から施行する。

~~~~~

（収 用 委 員 会）

茨城県収用委員会訓令第 1 号

茨城県収用委員会処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 5 年 9 月 9 日

茨城県収用委員会会長 関 谷 信 夫

茨城県収用委員会処務規程の一部を改正する訓令

茨城県収用委員会処務規程（昭和 58 年茨城県収用委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中第 8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項とし、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

- 7 茨城県個人情報の保護に関する条例（平成 5 年茨城県条例第 2 号）の規定に基づく個人情報の開示又は不開示及び訂正又は不訂正の決定並びにこれらの決定期間の延長の決定

付 則

この訓令は、平成 5 年 10 月 1 日から施行する。

規 程

（収 用 委 員 会）

茨城県収用委員会規程第 1 号

茨城県個人情報の保護に関する条例施行規程を次のように定める。

平成 5 年 9 月 9 日

茨城県収用委員会会長 関 谷 信 夫

茨城県個人情報の保護に関する条例施行規程

茨城県個人情報の保護に関する条例（平成 5 年茨城県条例第 2 号）の規定に基づき同条例の施行に関し収用委員会が定める権限を有する事項については、茨城県個人情報の保護に関する条例施行規則（平成 5 年茨城県規則第 60 号）に定める例によるものとする。

付 則

この規程は、平成 5 年 10 月 1 日から施行する。

~~~~~

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも 1 月)  
休日の場合は繰下発行 (金 2, 3 0 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)